

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 7 1 号	宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9月11日
議案第 7 2 号	布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 3 号	宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 4 号	令和5年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 7 5 号	令和5年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 7 7 号	工事請負契約（（都）競馬場高丸線道路新設改良工事（その3））の締結について	可決 (全員一致)	
議案第 7 8 号	財産（消防救急デジタル無線システム機器）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第 7 9 号	財産（救急自動車）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第 8 0 号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 3 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 4 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 5 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 6 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 7 号	西宮市道路線の認定の承諾について	可決 (全員一致)	
議案第 8 8 号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	

議案第 89 号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	9月11日
請願第 7 号	都市計画道路荒地西山線の千種工区の暫定整備についての請願	趣旨採択 (全員一致)	
請願第 8 号	都市計画道路荒地西山線〔小林工区〕における道路安全対策の実施についての請願	趣旨採択 (全員一致)	

審査の状況

① 令和6年 9月 6日 (議案審査)

・出席委員 ◎池田 光隆 ○大川 裕之 大島 淡紅子 おだ たか子
 寺本 早苗 中野 正 藤岡 和枝 持田 ちえ

② 令和6年 9月11日 (議案審査)

・出席委員 ◎池田 光隆 ○大川 裕之 大島 淡紅子 おだ たか子
 寺本 早苗 中野 正 藤岡 和枝 持田 ちえ

③ 令和6年10月 3日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎池田 光隆 ○大川 裕之 大島 淡紅子 おだ たか子
 寺本 早苗 中野 正 藤岡 和枝 持田 ちえ

(◎は委員長、○は副委員長)

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第71号 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
受益者負担の適正化を図るため、事業活動に伴って排出されるごみに係る一般廃棄物処理手数料を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問1 事業系粗大ごみの手数料料金を改定するに当たり、何を参考にしたか。		
答1 本市の受益者負担適正化ガイドラインに基づいて見直しをした。		
問2 前回の改定はいつだったのか。		
答2 平成10年4月から現行の料金となっている。		
問3 今回、手数料を改定することにより、年間でどれくらい収入が増えるのか。また、今後の見直しはどれくらいのスパンで実施するのか。		
答3 令和5年度の実績量を基に計算すると、約7千万円の収入増が見込まれる。また、見直しスパンについては、受益者負担適正化ガイドラインで3年となっている。		
問4 今回の改定は激変緩和措置として、現行料金のおおむね1.5倍程度を上限に見直しを実施したとのことだが、原価から計算すると1.5倍を超えるものもあったと聞く。今後も原価が上がる可能性があるので、3年ごとに見直しを実施するに当たり、料金が上がっていくことが想定されるが、現状はどうなっているか。		
答4 事業系ごみの手数料が上がった一番大きな要因としては、以前は原価の50%が受益者負担だったが、現在の受益者負担適正化ガイドラインにおいては、100%受益者負担となったことである。3年後、見直しを実施する頃は新ごみ処理施設が稼働を始める時期となり、施設の減価償却費等も加味する必要があると考えている。新ごみ処理施設は約463億円の建設費がかかるので、手数料は上がっていくと考えている。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第72号 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

水道法施行令が改正されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の規定について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格はどのようにして取得するのか。

答1 資格試験はなく、一定の大学を卒業した場合や、一定の実務経験年数があれば取得することができる。

問2 今回の変更による業務上のメリットは。

答2 水道行政が厚生労働省から国土交通省に移管され、水道だけではなく下水道も合わせた社会資本整備を一体的に推進していくという趣旨で実務経験も加味されている。職員個人も様々な業務を経験し、なるべく早く責任ある仕事を行ってキャリアを重ねていくことが可能になるので、職員自身のキャリア形成にも寄与すると考えている。

問3 資料1の条例改正の経緯を読むと、布設工事監督者を第三者に委嘱することができるかと読めるがどうか。

答3 例えば、規模の小さい町村で技術職員が十分いない場合に、工事自体を県のまちづくりセンター等に委託することができる。その場合は、委託された団体が布設工事監督者を任命して、その者が監督することになる。本市の場合は、第三者に委嘱することは現時点では想定していないが、法の仕組みとしてはそのような想定をしていると考えている。

問4 布設工事監督者及び水道技術管理者が足りなくならないように普段から人材育成を行っているのか。水道局の職員が従事して年数を積み重ねていって足りる見込みなのか。

答4 水道技術管理者については、本市の水道事業体で1名配置すれば満たされるので、今後の人員不足は考えにくい。一方で、布設工事監督者については、老朽化に伴う水道管工事等の発注件数が増えていくと考えており、現時点では一定充足しているが、今後もし人員が必要になってくる場合は、定員適正化計画に基づき、

技術職員の増員や資格者確保のための人事交流が必要になってくると考えている。		
委員間討議	なし	
討 論	なし	
審 査 結 果	可決（全員一致）	

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第73号 宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
下水道法施行令が改正されることに伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問1 資料2の大腸菌検査の写真（コロニー）において、青色と赤色に分かれる理由は何か。		
答1 細菌に対して酵素を添加することで細菌自体が発色し、大腸菌のみは青色、他の、大腸菌に性質の似た菌が赤色になっている。青色と赤色を足して大腸菌群数としている。		
問2 これまでの検査方法と変更はあるのか。		
答2 本市は処理場を単独で持っておらず、流域下水道処理場を使用しているため、放流水として大腸菌群数や大腸菌数を測定していない。測定方法については、シャーレと呼ばれるガラスの中に培養するのは同様であるが、それに対しての試薬が違う点が測定の違いになる。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第74号 令和5年度宝塚市水道事業会計決算認定について

議案の概要

令和5年度水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額 49億2,745万1,810円

支出総額 49億7,727万2,531円

差し引き4,982万721円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は、1億7,353万444円の純損失となった。

資本的収支

収入総額 10億5,520万6,030円

支出総額 25億2,702万345円

令和5年度同意債で令和6年度収入となった2億7,450万円を収入総額から差し引いた結果、17億4,631万4,315円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんするなどした。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 数字としては赤字であるが、水道局として努力していることを市民に理解されているような状況にあると考えているか。

答1 公営企業の経営状況をどこまで広報したら市民に分かってもらえるというのは基本的にはないと思っており、理解いただけていない市民は常に一定数いるのでできる限りその数を減らしていく努力をしたいと思っている。十分に伝わっていると言われるとまだまだ課題があると考えている。

問2 給水人口が減少しているのに、給水戸数が増加している理由は何か。

答2 世帯人数の減少、例えば子どもが卒業し、2人世帯や1人世帯になったということが考えられる。また、空き家も増加しており、空き家になっても検針の戸数は変わらず、新しい戸建てやマンション等が増加しているため、検針する戸数が増えてきている。世帯人数が大分減ってきて単身世帯が増えてきており、人口流入より流出の方が多くなっている。新しい家が建ち、給水戸数は増えていくにもかかわらず、人口が減少していると考えている。

問3 耐震化について、基幹管路を優先して随時更新を行っており、年々実績値が少しずつ上がっていているが、目標値と乖離があることについての見解は。

答3 現在のビジョン・経営戦略では、更新延長を年間10キロメートル、事業費にして9.2億円を目標値として掲げており、事業費については9.2億円を執行している。しかし、主要な基幹管路については国道や県道であり、埋設しているため舗装復旧の費用がかさむ。その上、物価高騰による人件費や材料費の高騰のため、令和5年度は9.2億円の事業費では10キロメートルに届かず、6.2キロメートルしか実施できていない。令和5年度はAIを利用した水道管路の劣化診断を行った。令和6年度は人工衛星を使用して漏水調査を行い、積極的に漏水箇所を発見して耐震化率の向上につなげたい。

問4 水道モニター制度はどの程度行われているのか。

答4 昨年度については、1回目は水道事業及び下水道事業の概要や状況、料金改定が必要な内容を市民に説明した。2回目は阪神水道企業団の尼崎浄水場に施設見学という形で水の作り方を見に行った。3回目は水道の広報誌について実際に市民がどのように思っているかを聞き、市が知ってほしい状況と市民が知りたい状況はそこがあるといった意見をいただいた。従来は決算報告などにおいて数字を多く羅列していたが、市民に分かりやすいように絵を入れるなどを意識しながら、今年度の広報誌を作成している。

問5 令和6年4月から水道料金の改定率が平均19%となったが、令和7年3月までは経過措置期間として改定額を半額と、2段階で改定していく。今回の決算を踏まえて経常収支比率の健全化がどのぐらい見込まれるのか。

答5 令和6年度は経常収支比率が96.2%ほどに回復する予定である。また、令和7年度については、104.3%となり、100%を超える予定である。ただし、昨今の物価高や人件費増など社会的情勢により多少増減すると考えている。

問6 令和6年度及び令和7年度の経常収支比率を、給水原価及び供給単価に置き換えるとどのようになるか。

答6 令和5年度は供給単価152円、給水原価186.6円で34.6円の差があったが、令和6年度は供給単価164.7円、給水原価189.5円で差が24.8円まで縮まると試算している。また、令和7年度は供給単価179.1円、給水原価184.4円で差が5.3円まで縮小する予定である。

問7 人口減少のスピードに合った施設のダウンサイジングを計画できているか。

答7 長期スパンで見て人口が急激に減り収益も急激に減っていく中で、料金水準を現状維持していくことが非常に難しい。市単独でできることは限られており、近隣市で持て余している水道施設を活用するといったことが実現しないと、コストを大幅に下げていくのは難しい。今の技術で水道管の信頼性は高まっているので

本当にやるべき投資水準がどれぐらいなのかをしっかりと検証し、今後 10 年の計画に入れようと思っている。投資は増えざるを得ないが、それを日々の営業費用でどのように抑えていけるか検討したい。	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	認定（全員一致）

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第75号 令和5年度宝塚市下水道事業会計決算認定について		
議案の概要		
令和5年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。 収益的収支 収入総額 42億3,893万6,235円 支出総額 41億5,241万8,247円 差し引き8,651万7,988円の黒字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度の純利益は3,923万2,165円となった。 資本的収支 収入総額 7億8,147万5,602円 支出総額 26億4,429万4,875円 差し引き18億6,281万9,273円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。		
論 点 なし <質疑の概要> 問1 収入の固定資産売却代金が令和5年度は2,085万円となっているが、どのような内容なのか。 答1 下水道の水路の部分で、実際に水路として機能していない部分を隣接の土地の方から欲しいという申し出があった際に、払下げをした土地の売却代金である。 問2 下水道管の工事として今ある既存の管に新しい管を入れる管更生工事が主流とのことだが、既存の工事の経費と比べてどのくらい削減されるのか。 答2 明確な差額は分からないが、掘り返すとなると他にある地下埋設物の移設等にさらなる経費がかかるので、管更生工事のほうが今のところ安く済んでいると認識している。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 認定（全員一致）		

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第77号 工事請負契約（（都）競馬場高丸線道路新設改良工事（その3））の締結について		
議案の概要		
仁川宮西町地内において、都市計画道路競馬場高丸線の掘割区間の鋼管杭擁壁を整備するため、請負金額2億5,245万円で株式会社香山組を請負業者として工事請負契約を締結しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問1 入札参加業者について、市内業者が税金で市に還元することや市内業者を育成していくことを考えて、市内業者が優先して落札できるような形にはできないか。		
答1 市内業者の育成という観点で、契約課とも調整しながら連携して取り組んでいく。		
問2 落札業者の入札価格は予定価格の3分の2程度であり、その他の業者の入札価格については、一番高い業者でも10%以上予定価格より安い金額になっている。人件費や資材の高騰の傾向がある中で、このような予定価格と入札価格の乖離について要因の分析はできているか。		
答2 具体的な理由は分からないが、専門的な工事になるため、幾つかの要因があるのではないかと考えている。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第78号 財産（消防救急デジタル無線システム機器）の取得について	
議案の概要	
宝塚市、川西市及び猪名川町消防通信指令事務協議会の消防指令業務に用いる消防救急デジタル無線システムの老朽化に伴い、一部の機器を更新整備し、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターに配置しようとするもの。 取得金額 1億1,880万円 相手方 日本電気株式会社神戸支社	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1 従来のネットワークの兼ね合いで、日本電気株式会社製のものを随意契約することのことだが、今後もこのような形での契約が見込まれるのか。 答1 今回は特名随意契約を行っているが、今後のシステム更新の際は多数の業者があるので、その中から選定することになる。 問2 2市1町において人口比率や救急車の所持台数等に差があると思うが、経費の負担割合が3分の1の均等割で快諾されているのか。 答2 宝塚市、川西市及び猪名川町消防通信指令事務協議会経費支弁に関する規程により案分することが決められている。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第79号 財産（救急自動車）の取得について	
議案の概要	
近年、増加を続ける救急需要に対応するとともに、救急体制の充実強化を図るため、救急自動車1台を更新整備し、西消防署に配置しようとするもの。 取得金額 2,343万円 相手方 兵庫トヨタ自動車株式会社	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	入札参加業者について、医療機器や医薬品を扱う日本船舶薬品株式会社が入っているが、救急自動車の入札に際し、自動車会社以外の会社が入ることは過去にもあったのか。
答1	日本船舶薬品株式会社については過去にも入っており、医療機器のみを扱う会社が入っていたこともある。
問2	救急自動車の増車になるのか。
答2	今回は更新年数が到達した救急自動車の更新整備となる。
問3	本市の救急自動車の保有状況及び更新予定は。
答3	非常用の救急自動車を含めて9台所有している。 更新については、従来の更新基準は使用年数10年もしくは走行距離15万キロメートルを経過した場合と定めていたが、令和4年に更新計画を見直して、現在は7年で更新することとしている。現在、段階的に使用期間の短縮を図っており、順調に進めば令和11年度以降に基準通り7年の更新になる見込みである。
問4	救急自動車は特殊な装備がある車であるため、入札参加業者も限られてくるものなのか。
答4	救急自動車の販売には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく都道府県知事の許可が必要となる。この許可と高度管理医療機器等販売業の許可を取得している業者しか販売することができないので、入札参加業者数が減る現状がある。
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第80号 損害賠償の額の決定について	
議案の概要	
下の池公園において発生した事故について、公園の管理上の瑕疵により、相手方に損害が生じたもので、その損害賠償の額を63万3,600円と決定しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1 遊具点検に加え、ベンチの点検を順次実施するとあるが、どのような体制でどれぐらいのスパンで実施するのか。 答1 今年度は予算の範囲内で業者に点検を委託し、委託できなかった分は職員が点検することとしている。来年度以降の点検についても、専門業者に委託して2～3年のローテーションで実施できるよう検討を進めている。また、公園施設の不具合についての通報に従って現場を確認する際には、目的物だけではなく、公園内の他の施設についてもできるだけ確認していきたいと考えている。加えて、公園の維持管理委託業務の中で、委託業者が確認できる範囲で確認してもらい、事故の未然防止を図っていきたい。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

議案番号及び議案名

- 議案第83号 市道路線の認定について
- 議案第84号 市道路線の認定について
- 議案第85号 市道路線の認定について
- 議案第86号 市道路線の認定について
- 議案第87号 西宮市道路線の認定の承諾について
- 議案第88号 市道路線の認定変更について
- 議案第89号 市道路線の認定変更について

議案の概要

（議案第83号～議案第86号）

都市計画法に基づく土地の帰属により市道路線を新規に認定しようとするもの。

（議案第87号）

民間事業者による開発行為により、西宮市に帰属した道路を、西宮市長が西宮市道として路線認定するに当たり、宝塚市区域内における西宮市道路線の認定承諾を要するので、道路法の規定により、議会の議決を求めるもの。

（議案第88号）

開発行為による道路改良工事に伴い代替道路が設置されたため、既認定道路の一部を廃止し、終点を変更しようとするもの。

（議案第89号）

都市計画法に基づく土地の帰属により既認定道路の終点を変更しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 議案第88号の市道路線の変更について、他の変更との違いは何か。

答1 議案第88号の市道路線の変更は、議案第86号の市道路線の新規認定と同一の現場である。新規認定の道路が今までの道路と同じ機能を持つことから、今までの道路を短くして新たな道路に接続するため、終点を変更するもの。

問2 議案第87号について、0.68平米だけが宝塚市の住所になっていて、土地の登記は西宮市になるのか。周辺のコミュニティを考えると住みにくくなるのではと懸念するが、どうなるのか。

答2 当該土地は所在が宝塚市にあり、所有者が西宮市になる。この開発区域の宅地の住所は、宅地が宝塚市の区域にあっても、区画の割り方から宅地の出入口が新設された西宮市道側に設置されると思われるため、全て西宮市の住所となり、開発区域で一体のコミュニティになると考えられる。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果 議案第 8 3 号 可決 (全員一致) 議案第 8 4 号 可決 (全員一致) 議案第 8 5 号 可決 (全員一致) 議案第 8 6 号 可決 (全員一致) 議案第 8 7 号 可決 (全員一致) 議案第 8 8 号 可決 (全員一致) 議案第 8 9 号 可決 (全員一致)	

令和6年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第7号 都市計画道路荒地西山線の千種工区の暫定整備についての請願

請願第8号 都市計画道路荒地西山線〔小林工区〕における道路安全対策の実施についての請願

議案の概要

（請願第7号）

＜請願の趣旨＞

都市計画道路荒地西山線については、「小林工区」完成に伴い、令和8年度末の供用開始が予定されており、「千種工区」については、暫定整備を行う旨聞いている。

暫定整備区間は、千種一丁目交差点（市道1380号線との交差点）と四丁目交差点（アルス前交差点）を通過し、西山橋を経由して県道に接続する区間だが、「小林工区」の供用開始に伴い、車の通過交通量の急増が予想されている。

「千種工区」の暫定整備区間は、西山小学校の児童通学路だが、現状の交通量でも事故が発生するなど、安全対策が必要な区間である。加えて、地区内は高齢化が進んでいることから、交通弱者に十分配慮した安全対策、並びに地区の景観への配慮、静かな生活環境を守る騒音対策を求める。

＜請願の項目＞

- 1 暫定整備区間は、交通弱者に対応する道路安全対策等を実施してください。
 - ・千種四丁目交差点の改良
 - ・千種一丁目交差点、四丁目交差点への信号機の設置
 - ・逆瀬川公園前の横断歩道の設置
 - ・暫定整備区間全体での歩車分離の徹底、安全な歩行者空間の確保、地区景観への配慮
 - ・西山橋の歩車分離、交通弱者に配慮した歩行者空間の確保
 - ・地区内での30km速度規制の実施
- 2 暫定整備区間の騒音対策を実施してください。
 - ・低騒音型舗装の実施
 - ・大型車両の進入制限の実施

（請願第8号）

＜請願の趣旨＞

都市計画道路荒地西山線〔小林工区〕については令和8年度末の完成に伴い、暫定供用を開始すると聞いている。供用開始に伴い、車の交通量が急増することが予想されるが、現況道路を横断して良元小学校の児童通学路として利用していることから、子どもに対するさらなる安全対策が必要となる。また、地区内は高齢化が進んでいることから、交通弱者に十分配慮した安全対策を求める。

＜請願の項目＞

- 1 安全対策として下記交差点への信号機および横断歩道の設置を要望します。
- ・下道交差点（信号（押しボタン可））
 - ・旧県道交差点（信号、横断歩道）
 - ・マンション前交差点（横断歩道）

<質疑の概要>

問1 請願項目にある信号機及び横断歩道の設置は県の管轄になるが、千種4丁目交差点の安全対策について、市はどのように考えているのか。

答1 （市当局）千種4丁目付近の安全対策として、現在未活用の道路脇にある市所有の土地を活用し、歩道を整備して児童や歩行者が安全に通行できるようにしたい。また、通行に支障がある電柱については、占有者と調整を考えている。千種4丁目については、歩道だまりを大きくするなどして交差点をコンパクト化し、安全な交差点に改良し、加えて、交差点の中央が高い状況を踏まえ、道路高さを下げて視距を改善するような改良を考えている。

問2 西山橋から坂を上ったところには信号機の設置要望があるが、それに対し、警察の反応はどのようなものか。

答2 （市当局）信号機の設置に関しては、警察と本市で密に協議をしているが、現時点で設置場所について警察からの明確な回答はない。引き続き、協議をしていく。

問3 西山橋で歩車分離し、歩行空間を確保する方法としてどのようなものがあるのか。

答3 （市当局）下に逆瀬川があるため、県の河川部局とも協議し検討しているが、具体案はない。今後も調査、検討が必要だと考えている。

問4 千種工区の暫定整備区間において、低騒音舗装は実施されるのか。

答4 （市当局）近年、技術の進歩により、低騒音舗装のみで環境基準を満たすことができる見込みとなっており、実施する予定にしている。

問5 地区内で30キロメートル速度規制の実施を要望されているが、都市計画道路は車中心の道路であるので、そこに速度規制を設けると道路の目的と矛盾するのではないか。

答5 （紹介議員A）道路整備区間は近隣の小学校の主要な通学路であり、住宅街である。地域の思いとしては、現在の安全環境を維持し、道路が開通することにより安全レベルが低下することがないようにと考えている。

問 6 警察へはどれぐらい訪問しているのか。 答 6 (紹介議員 B) 訪問回数は分からないが、継続的に状況を見ながら対策を考え、地域で協議している状況である。 問 7 小林工区の安全対策については、県に対して市も要望しているのか。 答 7 (市当局) 現在も県警本部・宝塚警察と道路法に基づく交差点協議をしており、安全な交差点・道路になるよう対策を考えている。		
委員間討議 委員 A 請願項目の中には県警の管轄で、市だけでは実現できないものも多数ある。請願の趣旨には賛同するため、趣旨採択としてはどうか。		
討	論	なし
審 査 結 果 請願第 7 号 趣旨採択 (全員一致) 請願第 8 号 趣旨採択 (全員一致)		